

## 玩具による乳幼児の気道閉塞事故に係る事故等原因調査について (経過報告)

平成 29 年 10 月 24 日  
消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、玩具による乳幼児の気道閉塞事故について、平成 28 年 11 月から事故等原因調査を進めてきたところであるが、事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。したがって、本件調査については、当該調査を開始した日（平成 28 年 11 月 18 日）から一年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、消費者安全法第 31 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告<sup>1</sup>する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

### 1. 事故等原因調査を行うこととした理由

調査委員会は、生後 9 か月の男児が兄姉（幼児）の玩具（直径約 10 mm）を誤嚥<sup>2</sup>し、死亡した事故について、事故等原因調査の申出を受け、この申出をきっかけとして、玩具による乳幼児の気道閉塞事故の情報収集を行うこととした。

調査委員会は、①玩具は乳幼児の日常生活の中で広く使われていること（公共性）、②気道閉塞による死亡事故が発生していること（被害の程度）、③乳幼児という、消費者安全の確保の観点から特に配慮を要する者が主として被害を受け又は受けるおそれがあること（要配慮者への集中）から、「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」について、再発防止に向けて事故等原因調査を行うこととした。

### 2. 調査の概要

調査委員会は、玩具による乳幼児の気道閉塞事故について、以下の 3 つの調査

---

<sup>1</sup> 本経過報告の内容については、今後更に新しい情報や状況が判明した場合、変更することがある。

<sup>2</sup> 食べ物又は異物が、何らかの理由によって、誤って気管に入った状態をいう。「むせる」、「咳き込む」、「息苦しくなる」、等の症状を伴うことが多い。

手法を通じて幅広い観点から調査を行うこととし、人間工学、公衆衛生学、特殊歯科・口腔外科の各分野の専門委員計3名を担当として指名した。

#### (1) アンケート調査及び聴取り調査の実施

気道閉塞には至らないまでも、どの程度の月年齢の乳幼児が、どのような玩具を誤嚥しているのか等について、より詳細な情報を収集し、実態を把握する必要があると考えた。このため、玩具の特徴、事故の状況、応急対応等についての情報を収集するほか、事業者の安全性確保に向けた取組の実態を把握するために、保護者、玩具関連事業者<sup>3</sup>及び教育・保育施設等<sup>4</sup>向けのアンケート調査を実施した。その後、更に詳細な状況を把握するため、必要に応じて個別に聴取り調査を行っている。

#### (2) 救急搬送データの入手及び分析

各消防本部が保有する救急搬送データを入手し、玩具に限定せず、食品・文具等を含めた異物による誤嚥事故や気道閉塞事故について、集約した情報を分析している。

#### (3) 気道閉塞シミュレーション及び結果の分析

気道閉塞事故は再現実験ができないため、窒息に至るメカニズムが不明である。そこで、コンピューターシミュレーションによって気道閉塞に至るメカニズムを解析し、そのシミュレーションが医学的に妥当であるかを検証し、特に乳幼児に異物による気道閉塞事故が起こりやすい理由等を分析している。

### 3. 今後の調査

事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要があるほか、気道閉塞に至るメカニズムについて、更に検証する必要がある。

調査委員会は、引き続き、各調査によって得られた結果を踏まえて事故等原因調査を進める。

---

<sup>3</sup> 玩具に関連した、製造、卸売、小売及び輸入業者。

<sup>4</sup> 幼稚園、認可保育所、認定子ども園及び認可外保育施設等。